

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成26年5月15日(2014.5.15)

【公表番号】特表2013-527695(P2013-527695A)

【公表日】平成25年6月27日(2013.6.27)

【年通号数】公開・登録公報2013-034

【出願番号】特願2013-507024(P2013-507024)

【国際特許分類】

H 04 W 48/02 (2009.01)

H 04 W 48/10 (2009.01)

H 04 W 48/16 (2009.01)

【F I】

H 04 W 48/02

H 04 W 48/10

H 04 W 48/16

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月31日(2014.3.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

マシンタイプコミュニケーション(MTC)装置をネットワークへ接続する方法であつて、

第1のアクセス制限情報を第2のアクセス制限情報を基地局装置から受信する工程と、
前記MTC装置が前記基地局装置へのアクセス権を有しているか否かを判定する工程と、

前記MTC装置が前記アクセス権を有しているか否かに基づいてネットワークへの接続を試みるかどうかを決定する工程と、

前記MTC装置がアクセス権を有していない場合、前記ネットワークへの接続の試みを中止する工程と、

前記MTC装置がアクセス権を有している場合、前記ネットワークへの接続を試みる工程と、を含み、

前記第1のアクセス制限情報の変更は次の変更期間まで変更を待つ必要がなく、前記第1のアクセス制限情報は現在の変更期間内でも変更可能であり、前記第2のアクセス制限情報は現在の変更期間内に変更されず、前記第2のアクセス制限情報の変更は次の変更期間まで待つ必要があることを特徴とする方法。

【請求項2】

システム情報の変更を知らせるページングメッセージを受信する工程をさらに含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

第1のアクセス制限情報を第2のアクセス制限情報をマシンタイプコミュニケーション(MTC)装置へ送信する基地局装置の方法であつて、

前記第1のアクセス制限情報を変更するか否かを決定する工程と、

前記第1のアクセス制限情報を変更する工程と、を含み、

前記第1のアクセス制限情報の変更は次の変更期間まで変更を待つ必要がなく、前記第

1のアクセス制限情報は現在の変更期間内でも変更可能であり、前記第2のアクセス制限情報は現在の変更期間内に変更されず、前記第2のアクセス制限情報の変更は次の変更期間まで待つ必要があることを特徴とする方法。

【請求項4】

システム情報の変更を知らせるページングメッセージを受信する工程をさらに含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項5】

マシンタイプコミュニケーション(MTC)装置であって、
プロセッサと、

前記プロセッサと電子的に通信するメモリと、

前記メモリに蓄積された命令と、を備え、

前記命令は、

第1のアクセス制限情報と第2のアクセス制限情報を基地局装置から受信する工程と、
前記MTC装置が前記基地局装置へのアクセス権を有しているか否かを判定する工程と

、前記MTC装置が前記アクセス権を有しているか否かに基づいてネットワークへの接続を試みるかどうかを決定する工程と、

前記MTC装置がアクセス権を有していない場合、前記ネットワークへの接続の試みを中止する工程と、

前記MTC装置がアクセス権を有している場合、前記ネットワークへの接続を試みる工程とを、実行可能であり、

前記第1のアクセス制限情報の変更は次の変更期間まで変更を待つ必要がなく、前記第1のアクセス制限情報は現在の変更期間内でも変更可能であり、前記第2のアクセス制限情報は現在の変更期間内に変更されず、前記第2のアクセス制限情報の変更は次の変更期間まで待つ必要があることを特徴とするMTC装置。

【請求項6】

前記命令はさらに、システム情報の変更を知らせるページングメッセージを受信する工程を実行可能であることを特徴とする請求項5に記載のMTC装置。

【請求項7】

第1のアクセス制限情報と第2のアクセス制限情報をマシンタイプコミュニケーション(MTC)装置へ送信する基地局装置であって、
プロセッサと、

前記プロセッサと電子的に通信するメモリと、

前記メモリに蓄積された命令と、を備え、

前記命令は、

前記第1のアクセス制限情報を変更するか否かを決定する工程と、

前記第1のアクセス制限情報を変更する工程とを、実行可能であり、

前記第1のアクセス制限情報の変更は次の変更期間まで変更を待つ必要がなく、前記第1のアクセス制限情報は現在の変更期間内でも変更可能であり、前記第2のアクセス制限情報は現在の変更期間内に変更されず、前記第2のアクセス制限情報の変更は次の変更期間まで待つ必要があることを特徴とする基地局装置。

【請求項8】

前記命令はさらに、システム情報の変更を知らせるページングメッセージを受信する工程を実行可能であることを特徴とする請求項7に記載の基地局装置。